

**別添 10**

社債権者による新株予約権付社債の繰上償還請求に係る開示上の留意事項について

平成19年10月31日

社債権者の繰上償還請求権（いわゆるプット=オプション）の行使による新株予約権付社債の繰上償還請求がなされた場合の開示上の留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせ申し上げます。

今後、かかる繰上償還請求が行われた場合の適時開示については、下記内容を十分に踏まえてご対応ください。

記

留意事項

- ・ 社債権者の繰上償還請求権（いわゆるプット=オプション）が付された新株予約権付社債に関し、社債権者により繰上償還請求権の行使がなされた場合、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすことがあります。このような繰上償還請求については適時開示することが求められます。
- ・ 新株予約権付社債の繰上償還請求権の行使に関し、社債権者による請求権行使の事前通知等( 1)が行われたことを受けて繰上償還の適時開示をする場合、当該事前通知等のみでは繰上償還が確定せず、撤回・変更( 2)の可能性のあるケースにおいては、開示資料にその旨及び繰上償還までの手続等を明記し、繰上償還が確定的で新株予約権の行使可能性が消滅したと投資者に誤認せしめることのないよう、十分にご留意いただくことが必要です。
- ・ 新株予約権付社債の繰上償還請求の開示後に、社債権者より繰上償還請求の全部又は一部につき撤回ないし変更( 2)がなされた場合には、把握でき次第( 3)、その旨を開示( 4)することとしてください。

( 1 ) 社債権者による繰上償還請求権の行使に際しては、償還すべき日の一定期間前までに発行会社に対する事前通知を必要とする事例が一般的です。

( 2 ) 繰上償還請求の対象たる新株予約権付社債の全部又は一部について新株予約権を行使する等、繰上償還請求の事実上の撤回ないし変更と看做される行為を含みます。

( 3 ) 繰上償還請求の開示を行った後は、撤回・変更（新株予約権行使を含む。）の状況について速やかに把握できるよう努めてください。

( 4 ) 繰上償還請求の撤回・変更が投資者の投資判断に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、開示しなくても差し支えないと考えられます。

開示様式例

- ・ 別紙参照

以上